

(仮称) 青森県親子等生活実態調査 (ひとり親等実態調査) について

1 調査実施の趣旨

- 県内におけるひとり親世帯等の生活実態及び福祉に対するニーズを把握し、ひとり親世帯等の福祉の増進と自立促進を図るための基礎資料を得ることを目的として実施する。
- 当該調査結果は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条で定める自立促進計画の基礎データとしても活用する。(本自立促進計画は青森県子どもの貧困対策推進計画と一体的に策定。計画期間は令和3年度から令和7年度までの5年間。)
- 本調査はこれまで「青森県ひとり親世帯等実態調査」として実施していたが、前回調査(平成26年度)において、調査依頼を送付する封筒に「ひとり親世帯等実態調査」と記載していたことに対し「プライバシーの配慮に欠ける」との苦情が複数あったため、今回調査から「青森県親子等生活実態調査」と名称を変更のうえ実施する。

2 調査の概要

(1) 調査対象世帯

- 令和元年7月31日時点の児童扶養手当受給者のうち、令和元年9月1日現在で県内に居住する者を抽出した約4,000世帯。(母子世帯、父子世帯、養育者(父母のない児童のいる)世帯)
- 対象者については、県内各市町村に対し対象者名簿の作成を依頼する。
 - ※ 市町村では、児童扶養手当受給者の母子世帯、父子世帯、養育者世帯について一定の抽出方法により対象世帯を抽出して名簿を作成、提出する。
 - ※ 寡婦については、青森県母子寡婦福祉連合会の会員へ協力を依頼する。

(2) 調査の実施

県が調査項目を決定したうえで業者委託とする。なお、業者は入札により決定する。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、県ホームページで公表する。

(4) 調査実施日

令和元年11月1日

(5) 調査期間

令和元年11月1日～11月30日

3 調査票について

(1) アンケート用紙の形式

回答者の利便性を考慮し、「記入の手引」とアンケート用紙を一体化し、アンケート用紙に説明事項を記載する形式とする。

(2) 調査項目

自立促進計画の基礎データとするため、国が示した基本方針に掲載された項目を基本とする。

【参考】

母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（抜粋）

（平成 27 年 10 月 2 日 厚生労働省告示第 417 号）

第 3 都道府県等が策定する自立促進計画の指針となるべき基本的な事項

(3) 自立促進計画策定前の手続

① 調査・問題点等の把握

自立促進計画を策定するに当たっては、まず、次の事項について調査し、活用可能な既存のデータ等を基に評価・分析し、当該地域における母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の現状における問題点及び支援施策の利用に関する意向を把握する。

ア 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の数(離死別や未婚等の原因ごとの数)

イ 母子家庭及び父子家庭における子どもの状況(人数、性別、年齢、就学状況等)

ウ 平均年間所得(就業形態ごと、就業種別ごとの額)

エ 就業率(就業形態ごと、就業種別ごとの率)

オ 母子家庭及び父子家庭の養育費等の取り決め率、取得率及び平均額

カ 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の住居の状況

キ 母子家庭及び父子家庭のうち、その児童が保育所等の利用を待機している世帯数

ク 当該地域の公共的施設における母子家庭及び父子家庭の雇用状況

ケ その他当該地域の母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立促進にとって参考となる数値

コ 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の支援施策の利用に関する意向

3 調査実施スケジュール

令和元年 8 月	関係団体に調査票の意見照会
8 月下旬	子どもの貧困対策等推進委員会において調査項目決定 実施要綱の策定・市町村に名簿の作成依頼
9 月	総務省に統計調査の届出・県報告示手続 入札、委託業者決定 郵送料の受取人払申請
10 月上旬	委託契約締結 調査実施準備
11 月	1 日調査票発送、回収は 30 日まで
12 月	調査結果の分析・報告書作成（～ 3 月）
令和 2 年 3 月	調査報告書公表